

質疑回答内容

<p>Q1</p> <p>工事費内訳書は独自の様式での提出も可能であるということですが、請負代金内訳書についても、必要な内容を満たしていれば独自の様式(工事費内訳書のタイトルを変える等)で作成し提出してもよいですか。</p>	<p>A1</p> <p>請負代金内訳書については、今回の5項目を工事費内訳書と同様に追加する予定です。契約日や工期等の記載が必要のため、従来どおり所定の様式を使用してください。</p>
<p>Q2</p> <p>一部しか計上できない経費について、「一部のみ計上」は金額欄に「10,000,000円(一部のみ計上)」のように記載するのか、欄外に記載するのか、どのように記載すればよいですか。</p>	<p>A2</p> <p>金額欄には数字のみ記載してください。「一部のみ計上」等の文言は右隣の欄外余白に記載してください。</p> <p>なお、入札公告・指名通知の際、入札情報サービスに工事費内訳書と合わせて記載例を掲載しますので、確認した上で入札してください。</p>
<p>Q3</p> <p>建設業退職金共済制度について、入札時に下請け先が決まっていない場合、企業によって退職金共済制度の種類が異なるため計上できないのですが、どのように記載すればよいですか。</p>	<p>A3</p> <p>該当項目の右隣の欄外余白に「計上不可」や「算出不能」と記載をお願いします。</p>
<p>Q4</p> <p>「一部のみ計上」した場合で、それ以上計算できない場合は、どのように記載すればよいですか。</p>	<p>A4</p> <p>金額の欄には一部計上した金額を入れ、該当項目の右隣の欄外余白に「一部のみ計上」と記載してください。</p>
<p>Q5</p> <p>安全衛生経費について、季節等により種類(熱中症関連等)がありますが、どのように記載すればよいですか。</p>	<p>A5</p> <p>金額欄には入札時点で計上できる金額を入力し、それ以外は右隣の欄外余白に計上できない旨を記載してください。</p>
<p>Q6</p> <p>不備があった場合、「当面の間失格としない」と説明がありましたが、当面とはいつまでですか。</p>	<p>A6</p> <p>現時点では決まっていますが、4月以降の実施状況を見た上で検討していく予定です。なお、失格等の取り扱いを変更する場合は、事前に周知した上で実施します。</p>

<p>Q7</p> <p>国や県においては材料費及び労務費は直接工事費のうちの金額を記載する事となっています。共通仮設費積上げ分の労務費や材料費も含めた金額を記載するのでしょうか。</p>	<p>A7</p> <p>国や県と同様に、材料費及び労務費は直接工事費のうちの金額の記載をお願いします。</p>
<p>Q8</p> <p>工事を受注した場合、施工体制台帳及び注文書等を提出する事となりますが、台帳に添付する工事費内訳書の法定福利や安全衛生経費と入札時に提出する法定福利や安全衛生経費と整合が取れていなくてもよろしいでしょうか。</p>	<p>A8</p> <p>入札時に提出していただいた時点と差異が生じてもペナルティ等はありません。あくまでも入札の時点で記載できる金額の記載をお願いします。</p>
<p>Q9</p> <p>「中小企業退職金共済」に加入の場合、「建設業退職金共済契約に係る掛金」の項目の金額欄は0円でよいでしょうか。</p>	<p>A9</p> <p>「建設業退職金共済契約」の加入でない場合は、0円と記載をお願いします。なお、下請業者が「建設業退職金共済契約」に加入の場合は、記載が必要となります。</p>